

◎新潟県告示第46号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名：H X E、Hydroxetine）及びその塩類
- (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン（通称名：4-HO-EPT）及びその塩類
- (3) エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノアート（通称名：EDMB-PINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年1月20日